瀬戸市不育症治療費等助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、不育症に悩む夫婦に対し、不育症治療に要する費用の一部について予算の範囲内で助成金を交付することにより、経済的な負担の軽減を図り、もって、少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

⑵　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

⑶　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

⑷　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

⑸　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

⑹　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

２　この要綱において「不育症治療」とは、産科、婦人科又は産婦人科を標榜する医療機関（以下「医療機関」という。）において不育症と診断された者が受ける不育症に係る治療及び検査をいう。

３　この要綱において「助成の対象となる費用」とは不育症治療に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用等は除く。

⑴　医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される治療に係る費用

⑵　国及び県、対象者の加入する健康保険者、その他からこの要綱による助成と同様の助成や給付を受けた金額（以下「他団体助成金額」という。）

⑶　入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の治療に直接関係のない費用

⑷　出産（流産、死産等を含む。以下「出産等」という。）に係る費用

⑸　瀬戸市の他の助成制度等の対象となるもの

４　この要綱において「治療期間」とは、不育症治療を開始した日から出産等をした日又は医師の判断により不育症治療が終了した日までの期間をいう。

（対象者）

第３条　助成の対象者は、婚姻が確認できる法律上の夫婦であって、医療機関において不育症と診断され、その治療及び検査を受けた者で、第６条第１項の規定による受理の日において、次の各号の要件を全て満たすものとする。

⑴　夫婦のいずれも（市長が特別な理由があると認める場合にあっては、夫婦のいずれか）が住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定に基づき、瀬戸市の住民基本台帳に記録されていること。

⑵　医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。

⑶　市税を滞納していないこと。

（助成対象期間）

第３条の２　助成の対象期間は、一の治療期間とする。ただし、一の治療期間中に瀬戸市に転入した、又は瀬戸市から転出した場合は、第２条第４項の治療期間の規定中「不育症治療を開始した日」とあるのは「瀬戸市に転入した日」と、「出産等をした日又は医師の判断により不育症治療が終了した日」を「瀬戸市から転出した日の前日」と読み替えて適用する。

２　前項の場合において、瀬戸市に転入及び瀬戸市から転出を繰り返しているときは、前条第１号に規定する瀬戸市の住民基本台帳に記録されている期間のみを助成の対象期間とする。

（助成内容）
第４条　助成金の額及び助成の回数については、次のとおりとする。
⑴　助成金の額は、助成の対象となる費用で本人が負担した額とし、夫婦１組当たり１５万円を限度とする。
⑵　助成金の交付は、夫婦１組当たり３回までとする。ただし、第６条第１項に規定する受理の日の属する年度の４月１日より前に瀬戸市でこの要綱による助成と同様の助成を受けている場合は、その回数も含め３回とする。
（助成金の申請）
第５条　助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市不育症治療費等助成事業申請書（第１号様式）により、次の書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、第３号から第５号までの書類については、瀬戸市不育症治療費等助成事業に関する同意書（第１号様式の２）を提出したときは、省略することができる。
⑴　瀬戸市不育症治療に係る証明書・瀬戸市不育症治療費等助成事業受診等証明書（第２号様式）
⑵　申請しようとする治療等に係る領収書（写しの場合は原本証明されたもの）
⑶　法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
⑷　住所地を証明する書類
⑸　市税の納付状況を確認できる書類
⑹　他の地方公共団体で不育症治療の助成を受けたことがある場合は、その受給状況を確認できる書類（交付決定通知書の写し等）
⑺　医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを確認できる書類（健康保険資格確認書等の写し）
２　前項の規定による申請は、原則として、一の治療期間の末日の翌日から起算して６月以内に行わなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
（助成金交付の決定）
第６条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。
２　前項の規定により助成金の交付を決定したときは、不育症治療費等助成金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。また、助成を認めないときは、理由を付して不育症治療費等助成金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。
３　前項の規定により交付の決定の通知を受けた者は、請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取り消し、及び助成金の返還）
第７条　市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けた者に対して、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。
附　則
本要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
本要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和５年３月７日から施行する。
２　この要綱による改正後の第２条第２項の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の瀬戸市不育症治療費等助成事業実施要綱第５条第２項の規定は、令和８年４月１日以後に終了した一の治療期間に係る同要綱第２条第４項に規定する期間の終了の日から適用し、同日前に終了した一の治療期間については、なお、従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和８年８月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。